

# 【契約に係る提出書類チェックリスト】

紙…紙での提出、電…電磁的方法(メール)での提出

No.	提出日	書類名	根拠条文	提出先				備考(金額区分)	提出 チェック		
				紙契約		電子契約					
				技術 担当者	契約 担当者	技術 担当者	契約 担当者				
1	契約保証を確認後に契約を締結	「契約保証金」若しくは「契約保証金に代えることができる担保」として①から⑥のいずれか ①国債 ②地方債 ③損害金の支払保証を証する書面(銀行保証・損保会社の保証・保証会社の保証等) ④手形 ⑤定期預金債権 ⑥政府の保証がある債権等(額面金額等の8割相当額)	契約書第4条		紙電 ※		紙電 ※	請負金額400万円を超えるもの ※400万円を超えないものは実績に応じて免除 ※低入札価格の契約は10分の3以上 ※令和7年1月より、保証事業会社の保証証書(契約保証証書、前払金保証証書、中間前払金保証証書)について、電子メールでの提出が可能(金融機関や損害保険会社等の保険は従来通り書面による提出)			
2	当初契約前	契約締結に関する届出書		紙	電			電子契約の試行対象工事の場合に提出			
3		工期通知書	余裕期間制度を活用した工事試行要領第8条					余裕期間制度適用工事(任意着手方式又はフレックス方式)の場合に提出			
4		中間前金・部分払いの選択						請負金額が1,000万円以上の場合に提出			
5		誓約書(入札参加資格要件)						全ての工事で提出			
6		技術提案書	長崎県建設工事総合評価落札方式事務処理要領28条第1項					技術提案型の場合に提出			
7		現場代理人等通知書(様式第12号)	契約書第10条第1項					請負金額が400万円を超える場合に提出 ※低入札価格の契約は準用様式を使用 ※技術者の兼務が発生する場合は、事前協議が必要			
8	工事の始期の前日まで	誓約書(専任技術者)	入札執行通知書に記載された要件の確認(落札決定日から起算して過去3箇月間に真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと)	紙	紙電			指名競争入札で、専任の技術者を配置する場合に提出			
9		配置技術者の資格者証の写し	現場代理人等決定(変更)通知書の添付書類					建設業法による技術検定資格の場合は、合格通知書の写しも可とする。ただし、合格通知書の通知日から180日間に限り有効とし、現場代理人等決定(変更)通知書の提出期限の日において有効であること。			
10		配置技術者の恒常的な雇用関係を確認できる書類等の写し	建設工事に係る配置予定技術者の雇用関係の確認について					専任の技術者を配置する場合に提出			
11		法定外労災(注1)	共通[1]1-1-47-5 受注者は法定外の労災保険に付さなければならない					全ての工事で提出			

注1 法定外労災とは業務上又は通勤途上での災害により死亡、重度の身体障害を残したり、傷病の状態にある場合に、国の労働者災害補償保険(労災保険)の給付に上乗せして共済金を給付する補償制度です。

※『共通』は共通仕様書を示す

提出書類の詳細については、長崎県土木部HP「<http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~kijun/>」

長崎県ホームページから、「組織で探す」から「土木部 建設企画課」を選択

⇒「建設工事関係」⇒「●建設工事に関する提出様式」

『工事提出書類の簡素化について』

技術基準班通知(平成30年1月31日付、29建企第577号)を参照して下さい。